

平成 24 年度

税制改正に関する意見書

平成 23 年 3 月

千葉県税理士会

平成 24 年度税制改正に関する意見書

目 次

一. はじめに	1
二. 本意見書の構成	1
三. 改正要望事項	
1. 国税通則法・税務行政手続関係	2
2. 国税共通関係	4
3. 所得税関係	6
4. 法人税関係	10
5. 相続税・贈与税関係	13
6. 消費税関係	16
7. 地方税関係	19

(凡 例)

〈法令等の略称〉

本文中の解説の根拠となる法令等を（ ）内に表記する場合は、次の略称を用いる。なお、条数は「1・2・3」、項数は「①・②・③」、及び号数は「一・二・三」で表示した。

「通則」……………国税通則法	「消法」……………消費税法
「通則令」……………国税通則法施行令	「消令」……………消費税法施行令
「所法」……………所得税法	「消基通」……………消費税法基本通達
「所令」……………所得税法施行令	「地法」……………地方税法
「所基通」……………所得税基本通達	「地令」……………地方税法施行令
「法法」……………法人税法	「地法附則」……………地方税法附則
「法令」……………法人税法施行令	「地令附則」……………地方税法施行令附則
「法規」……………法人税法施行規則	「措法」……………租税特別措置法
「法基通」……………法人税基本通達	「措令」……………租税特別措置法施行令
「相法」……………相続税法	「耐令」……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令
「相基通」……………相続税法基本通達	
「財基通」……………財産評価基本通達	

一. はじめに

千葉県税理士会(以下「本会」という)の平成24年度税制改正意見書は、税理士法第49条の11に基づく意見であり、本会理事等の役員及び各支部等に税制及び税務行政に関する要望意見を依頼し、最終的に148件の意見・要望が本会に提出され、調査研究部において64項目に集約し、理事会の決議を経て提出するものである。

本意見書は「税の専門家としての立場から、納税者の納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」税理士としての実務的経験と判断を要約したものであり、今後の税務行政及び税制の改善に尊重されるべき性格を持つものである。

本会は、以下の3項目を基本として意見書を取りまとめた。

- (1) 現代社会に適合した公平な税制にすること
- (2) 税制の簡素化を図り、納税者の事務負担を軽減すること
- (3) 納税者と税務行政との信頼関係の維持発展に寄与すること

二. 本意見書の構成

本意見書は基本的に昨年度の意見書をもとに調査研究部で取り纏め、「改正要望事項」として「国税通則法・税務行政手続関係」、「国税共通関係」、「所得税関係」、「法人税関係」、「相続税・贈与税関係」、「消費税関係」、「地方税関係」と7区分して列挙している。過去の意見の中で税制改正の動向を踏まえて修正を加え、実現等したものについては削除した。

ただし、平成23年度税制改正大綱に記載された項目については、法令等の成立の過程を注視し削除等を行わず今後の動向を見守ることとした。

三. 改正要望事項

1. 国税通則法・税務行政手続関係

(1) 税務行政手続の法制化について (継続)

- ①納税者の権利憲章を制定すること
- ②国税通則法を整備して税務行政手続の法制化を図ること

(通則 74 の 2、所法 234、235、法法 153、154、相法 60)

<理由>

わが国の税務行政に関する規定は、不備であったり、不統一であったり、法令に明文化されていない事項が多い。このため、納税者の基本的人権の保護が問題となる事例が生じている。納税者の基本的人権の保障を確保し、税務行政手続を明確化するため「国税通則法」で税務行政手続に関する具体的規定を設ける必要がある。

特に税務行政調査等については、手続規定が整備されていない状況にあるため、所得税法第 234 条等各別税法で規定されている質問検査権の実施は、租税行政庁の職員の裁量に委ねられているのが実情である。このような裁量による行政を明確化する調査手続に関する規定として国税通則法にまとめるとともに、さらに調査日時、調査対象期間、調査理由等に至る事前通知や調査の範囲、代理人選任権等更正決定等の第 1 次処分に至るまでについて具体的に適正な事前手続規定を早急に設けるべきである。

行政手続法第 1 条は、税務行政に関して適用除外としていないが、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為については、国税通則法第 74 条の 2 により、行政手続法で定められている申請に関する処分及び不利益処分の規定は適用除外とされている。また、行政調査については、個別法律に手続的規定を委ねることとして行政手続法の本法で適用除外とされている。

このように適用除外されている税務行政に関して、行政運営における公正の確保と透明化を図り、もって国民の権利利益の保護に資するためには納税者の権利憲章を制定し、国税通則法の見直しが必要とされるべきである。

(2) 重加算税の賦課決定通知書の理由付記・重課の強化について (継続)

- ① 重加算税の賦課決定通知書は、その賦課決定の理由を付記すること。
- ② ①の事項の成立の後に、現在の重加算税率を見直し、その納付すべき税額を否認された金額(仮装・隠蔽による脱税額の全て)を税額とし事実認定基準を明確化した上で重課すべきである。

(通則 68)

<理由>

重加算税の賦課決定に際して、その仮装・隠蔽があったとする事実の認定は、課税庁の裁量によってなされており、具体的な賦課基準が必ずしも明確ではない。納税者の不服申立て等救済措置の適切な行使のためにも、仮装・隠蔽の定義をさらに明確化し、重加算税の賦課決定通知書には、その賦課決定の理由を付記すべきである。

一方、現行税制は仮装・隠蔽に基づく悪意ある脱税についてその一部しか課税がされない。

一種の行政制裁の性格としては弱いものであり、これが悪質な脱税が後を絶たない一因であるとも思われる。課税の公平の観点から、悪質な脱税行為に対する制裁を強くすべきであり、例えば仮装・隠蔽に基づく脱税についてはその脱漏した所得のすべてを税額として重課するなど、行政制裁を強化するとともに適正な納税を尊重する意識を高揚しなければならない。

(3) 更正の請求について

(継続)

- ① 更正の請求ができる期間を、法定申告期限から5年以内とすること。また、後発的的理由による更正の請求期間は1年以内とすること。
- ② 当初申告において租税特別措置法（以下「措置法」という）特例の適用を失念した場合にも、更正の請求ができる理由とすべきである。

(通則 23、通則令 6)

<理由>

- ① 納税申告書を提出した後に、その計算に誤りがあったこと等の理由で納税額等が減少する場合に、現行法では法定申告期限から1年以内に限り更正の請求書を提出することができるが、税務調査等をきっかけに過去の申告を見直すことが多いことを踏まえれば、1年という期間は納税者の立場からは短すぎる。

平成16年の改正で、法人税の過少申告にかかる更正の期間制限が3年から5年（偽りその他不正行為により免れた場合を除く）に延長されたことに対して、5年間は更正の請求ができるようにすべきである。

また、後発的的理由による更正の請求の期間の特例については、その理由の生じた日の翌日から起算して2月以内とされているが、一般納税者には必ずしも周知されておらず、更正の請求ができたにもかかわらず期限が徒過していることを後日になって知る場合が少なくない。

このことから、後発的的理由による更正の請求については、その期限を1年以内に延長すべきである。

- ② 措置法の規定は数も多く適用要件等も複雑である。期限後申告においては措置法適用が可能であるのに対して、期限内申告で措置法を適用しなかった場合には更正の請求ができないという矛盾がある。そもそも、措置法は政策的な要請から立法されていることを考えると、適用の誤りが多く、その誤りが救済されないことは、立法の趣旨からも決して容認できるものではない。したがって措置法の不適用についても更正の請求ができる理由に含めるべきであると考え。

(4) 延滞税の計算方法の整備について

(継続)

納期限の2月を経過したのちの延滞税については、一定の手続き等により減免等をすべきである。

(通則 60②、措法 94①)

<理由>

近時の超低金利の状況を勘案し、納期の翌日から起算して2月を経過する日までの期間については、各年の特例基準割合を使用することが認められている。納期限の翌日から2月を経過した日以降の割合は、各年の特例基準割合の適用がないので14.6%となる。

期限内申告に係る税額で、資金繰りの都合で一時期の納付が困難な場合など一定の場合は、

予め届け出る事を要件に、減免等を税務署長等の決定により行うことができるようにすべきである。

(5) 納税者番号制度について (継続・一部修正)

納税者番号制度は、電子商取引の普及に伴う所得の捕捉、金融所得課税の一体化を円滑に行うために必要不可欠であるが、国民の理解が得られた上で導入すべきである。

<理由>

電子商取引が普及した現代社会において、納税者番号制度の導入は税務行政を効率化をすることによる適正な課税に役立ち、納税者の申告水準が向上し国民全体の利益に資するものである。また、金融所得課税の一体化後における金融資産の正確な把握や、適用期間が長期にわたる資産課税等の適正な運用のためにも納税者番号制度は必要と考えられる。

反面、プライバシー保護の観点や納税者番号の目的外利用等の危惧も国民に根強いことから、国民の理解と厳格な管理の下に導入されなければならない。

2. 国税共通関係

(1) 少額減価償却資産の損金算入限度額を 30 万円未満とする (継続)

(法令 133、133 の 2、措法 67 の 5)

<理由>

少額減価償却資産については、10 万円未満、20 万円未満、30 万円未満と複数の規定による限度額があり、地方税での取り扱いとも統一されていないため、たいへん複雑な制度になっている。企業の積極的な設備投資は景気浮揚にも資するものであり、30 万円未満を限度額として恒久的な制度とすべきである。

(2) 少額繰延資産の損金算入限度額を 30 万円未満とする (継続)

(法令 134)

<理由>

少額繰延資産の限度額は 20 万円未満となっているが、少額減価償却資産の限度額と混乱する可能性がある。少額減価償却資産と限度額を統一し、制度の簡素化を図るべきである

(3) 同族会社に関連する行為計算否認規定について (継続)

同族会社をはじめとする行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を法令上明らかにし、課税要件を明確化すること。

(所法 157、法法 132、132 の 2、132 の 3、相法 64)

<理由>

同族会社に関連する行為計算否認規定の条文においては「これを容認した場合には税の負担を不当に減少させる結果となる」とだけ表現されているが、これはあまりにも抽象的で包括的である。租税法律主義に基づき具体的な否認要件を列挙するなどの方法で

明確に規定し、誰にでも理解ができるように規定すべきである。

- (4) 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置を廃止すること (継続・一部修正)
(措法 26、67)

<理由>

この特例制度は、社会保険医に対する所得基準の維持、所得計算の簡素化、国民皆保険制度の定着等を目的として昭和 29 年に創設されたものであるが、その目的は既に達成されている。合理的理由のない税負担軽減である点においても、かかる制度は廃止すべきものとする。

- (5) 印紙税を廃止すること (継続)

印紙税は、現在の経済取引の変化に対応すべく、課税対象文書の見直しを進めるとともに、段階的に廃止すること。

(印紙税法 2)

<理由>

印紙税は、経済取引に際して、取引者間で取り交わされる広範な文書に課税されているが、現在ではペーパーレス化が進み、従来の文書に代わって電磁的記録が普及してきている。このような状況下で従来どおりの印紙税をそのまま放置しておけば、ペーパーレス化できる者は課税を免れ、それができない者は課税を受けることになり著しい不公平を生ずる。印紙税はすでに時代にそぐわなくなっており、課税対象文書の見直しを進めるとともに、段階的に廃止すべきである。

- (6) 法定耐用年数について (継続)

法定耐用年数を建物、車両運搬具、什器備品等大分類程度にし、その大分類ごとに平均をとることにより、耐用年数を決定する。

(耐令)

<理由>

耐用年数を算出する際、建物などは細目が多岐にわたり、また昨今技術発達により現行の法定耐用年数表には合致しない資産が増えている。その一例として、建物や建築物は、耐久力の向上に伴い耐用年数は伸びているのに対し、IT 関連機器は、技術向上により新たな製品への買換え年々早まっており、陳腐化が早いいため耐用年数は短縮すべきである。実務上、現在の法定耐用年数の変化をその都度見直すのは困難となっているため、もっと、簡易的な法定耐用年数に改正すべきである。

- (7) 所有権移転外リース取引の資産にかかる割増償却等について (継続)

所有権移転外リース取引を行なった賃借人である法人又は居住者が、そのリース取引について会計帳簿上、試算として計上している場合には、その資産性に着目し、所有権移転の有無に関わらず、割増償却、特別償却又は圧縮記帳を認めるべきである。

(法法 64 の 2 ①、所法 67 の 2 ①)

<理由>

リース取引については、法人税・所得税ともにリース資産の賃貸人から賃借人への引

渡しの時に、当該リース資産の所有権移転の有無を問わず、当該リース資産の売買があったものとして、当該貸貸人から賃借人の所得の金額を計算するものとされている。これは、リース物件の取得原価相当額等を回収するようリース料が設定されていること、またリース物件が不要になった場合でも賃借人はリース料の支払義務を負っており、こうした賃借人の確定した債務は貸借対照表に計上する必要があることから、その経済実態としては通常の売買との差額はないと考えられるためである。したがって、所有権の有無に関わらず、同様の取り扱いを認めるべきである。

- (8) 電話加入権の償却について (新規)
電話加入権の損金算入を認めるべきである

(所令5、法令12)

<理由>

電話加入権は、無形固定資産に計上し、減価償却ができないが、現在では加入権という概念はなく、設置費のみの負担で済む。そのため、加入権は現在市場での取引価値がなく、換金性もない。従って、現在資産計上されている電話加入権は、資産性が全くないにもかかわらず、現在の所得税法又は法人税法では必要経費又は損金に算入する方法が無い。従って、電話加入権については、償却等により必要経費又は損金に算入するべきである。

3. 所得税関係

- (1) 所得控除等の見直しについて (継続・一部修正)

各種所得控除の簡略化及び整理・合理化を図り、人的控除については基礎控除の金額を引き上げて統合するとともに、生命保険料控除・地震保険料控除等の諸控除についても抜本的に見直すこと。

(所法76、77、79、81～83の2、84、86)

<理由>

所得控除は、複雑かつ多岐にわたり、さらに控除額の客観的基準が曖昧のものや、その必要性が薄れたものもある。基礎控除額の大幅な引き上げにより吸収し、整理合理化を図るべきである。

また、現在の所得控除全般について、税制の簡素化、税務行政の効率化等の観点から総合的に見直すとともに、福祉向上の施策については社会保障全体の枠組みで検討すべきである。

- (2) 「特定の寡夫」控除の新設 (継続)

「特定の寡婦」と要件が同じ場合は、現行の「寡夫控除」ではなく、「特定の寡夫」控除の制度を設けるべきである。

(所法81、措法41の17)

<理由>

寡婦(寡夫)控除は、生活上の追加的経費が必要であることに配慮した控除である。寡婦(寡夫)控除は

① 所得 500 万円以下であること

② 扶養親族又は所得金額が 38 万円以下の生計を一にする子がある場合
の二つの条件を満たす場合、寡婦は「特定の寡婦」として寡婦(寡夫)控除の金額に 8 万円を加算した額を控除できている。一方寡夫の場合は「特定の寡夫」という規定はなく、上記①及び②の条件を満たす場合にのみ 27 万円控除できる。一般的に男性の方が経済的に優位であるという理由が考えられるが、所得制限が同じであり、片親で子育てをする苦労は男女とも同じであると考えられ、寡夫においても上記①と②の要件を満たす場合は 8 万円を加算した額を控除すべきである。

(3) 給与所得控除の見直しについて

(継続)

給与所得の計算について、特例として認められている特定支出控除の範囲を拡大するとともに、特に年収 2,000 万円超の給与所得者に係る給与所得控除については、実態に合わせて縮小すること。

(所法 28③、57 の 2)

<理由>

給与所得について、現在ほとんどが給与所得控除額により計算されているが、その金額が給与所得にかかる必要経費の実態と大きく乖離していることから、他の所得との不公平が生じている。よって、特定支出控除の特例制度を改定して特定支出の範囲を拡大するとともに、収入が年 2,000 万円を超える給与所得者の給与所得控除額については、実態に合わせて縮小すべきである。

(4) 公的年金収入のみの納税者の確定申告の簡素化

(継続)

公的年金収入のみの納税者の確定申告の簡素化をする。

<理由>

公的年金のみの納税者の申告については、老年者控除の廃止や公的年金等控除額の減額により、相当数の納税者が確定申告を要することになった。高齢者にとっての申告手続は簡便であることが望ましく、公的年金等受給者で扶養控除等申告書提出者に対しては、年末調整に準ずる方法で申告不要とするか、納税者の選択により源泉分離課税とすべきである。

(5) 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例の廃止について

(継続)

生計を一にする親族に支払う賃借料・給与・退職金等の金額については、その相当額の必要経費算入を認めること。

(所法 56、57)

<理由>

所得税法は個人単位課税が原則であるが、親族間では本来一人の納税者に属する所得が恣意的に分割され、税負担を不当に減少させることも可能となるため、個人単位課税の例外として所得税法第 56 条が設けられている。しかし、家族のあり方や所得単位の変化により、実態に即さない問題が発生している。

役員の特殊関係使用人への過大給与・退職金が損金不算入とされており、所得税においても生計を一にする親族に対する支払については、適正な記帳、相当な対価及び申告書の期限内提出などを条件に、すべて必要経費の算入を認めるべきである。

- (6) 不動産所得に係る負債利子の損益通算の特例について (継続)
不動産所得における損益通算を制限する特例を廃止すること。

(措法 41 の 4)

<理由>

平成 4 年分以降、不動産所得の金額の計算上生じた損失がある場合、必要経費に算入される土地等の取得に係る負債利子について、損益通算が制限されている。不動産所得に係る損益通算を制限する特例措置は、土地の高騰時に導入された制度であり、既に所期の目的は達成されており、早急に廃止すべきである。

- (7) 財産債務の明細書の提出制度について (継続)
財産債務明細書の提出制度は廃止すること。

(所法 232)

<理由>

財産債務明細書の提出制度は形骸化しており、納税者の事務負担の軽減及び税制の簡略化の観点から廃止すべきである。

- (8) 離婚に伴う財産分与の譲渡所得について (継続)
離婚に伴い財産分与により資産の移転があった場合の譲渡所得については、その分与を受けた者が、当該財産を譲渡した時まで課税を繰り延べること。

(所法 33)

<理由>

離婚に伴う財産分与については、①慰謝料、扶養扶助料、共有財産の精算等の性格を有すること、②財産分与による資産の移転に係る課税は、所得税基本通達 33-1 の 4 にその取り扱いを定められているが、所得税法には明文規定がないこと等を考慮し、分与を受けた者がその財産を譲渡した時に、分与をした者の取得時期及び取得価額を引き継いで課税すべきである。

- (9) 相続により事業を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限について (継続)
相続により事業を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を、相続税の申告期限までとすること。

(所法 144、所基通 144-1)

<理由>

現行の青色申告承認申請は、新たに事業を開始した時はその開始した日から 2 月以内となっており、相続により事業を承継した者が、青色申告の承認申請をする場合の提出期限も 2 月以内となっている。しかし、相続開始日から 2 月以内に事業の承継者を優先して確定させ、分割することは困難であることから、事業の承継にかかる青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書提出期限までとすべきである。

- (10) 準確定申告書の提出期限について (継続)
準確定申告書の提出期限を、翌年 3 月 15 日の確定申告書提出期限又は相続税の申告期限のいずれか遅い日とすること。

(所法 124、125)

<理由>

現行の準確定申告書の提出期限は、相続の開始を知った日の翌日から4月以内となっている。しかし、納税者にとって準確定申告書は特殊な申告であり、申告事務及び相続手続きなど一期間に負っている。また、その提出期限を4月以内でなければならない特段の理由も見当たらない。

従って、納税者の事務負担などを考慮し、その提出期限を、翌年3月15日の確定申告書提出期限又は相続税の申告期限のいずれか遅い日とすべきである。

(11) 青色申告者の純損失の繰越控除期間について (継続)

青色申告者の純損失の繰越控除については、繰越控除期間を7年に延長すること。

(所法 70)

<理由>

現行の3年の繰越控除期間においても欠損金を吸収できない個人事業の現実に鑑み繰越控除期間を少なくとも7年に延長すべきである。

(12) 居住用家屋を建て替えた場合におけるその敷地の譲渡所得について (継続)

居住用家屋を建て替えて引き続き居住用に供している家屋とその土地等を譲渡した場合における、その土地等の譲渡所得について軽減税率の特例の適用を認めること。

(措法 31、31の3)

<理由>

自己の居住の用に供する家屋及びその土地等を譲渡した場合には、その双方の所有期間が10年を超えるものについて、一定要件を満たせば譲渡所得の課税の特例の適用(軽減税率)を受けることができる。しかし、建て替えによる居住用家屋の所有期間が10年を超えない場合には、その土地等の所有期間が10年を超えるものであっても、その土地等については、この特例の適用を受けることができない。

取り壊した家屋及び建て替え家屋に継続して10年を超えて自己の居住の用に供している場合には、建て替え家屋の所有期間に関わらず、居住の用に供した土地等の所有期間が10年を超えるものについても、この特例の適用を認めるべきである。

(13) 土地、建物等の譲渡所得の計算上生じた損失の損益通算及び繰越控除について (継続)

土地、建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額について、他の所得との損益通算及び翌年以降の繰越控除を認め、また、他の所得の金額の計算上生じた損失がある場合にも、土地、建物等の譲渡所得の金額との損益通算を認めるべきである。

(所法 33、69、措法 31、32)

<理由>

土地、建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額について、他の所得との損益通算を認めないとする理論的根拠は希薄であり、譲渡益に対してのみ課税を行うことは、譲渡所得課税理論、課税公平論からも矛盾がある。

さらに、損益通算を規制することは、含み損を有する遊休不動産の流動化を阻害するばかりだけではなく、含み益を有する不動産の流動化(事業用の損失を補填するための売却)を

も阻害することになり、景気の活性化対策及び個人事業の再生の活性化に反するものである。
したがって、土地、建物等の譲渡所得の計算上生じた損失の金額については、損益通算及び繰越控除を認めるべきである。

4. 法人税関係

(1) 認定NPO法人の認定要件を緩和すること (継続・一部修正)

認定NPO法人の認定要件をさらに緩和し、市民公益活動を支える寄附税制にすること。

(措法66の11の2)

<理由>

特定寄附金控除の対象となる認定NPO法人は非常に少なく、平成22年12月1日現在、全国で188法人のみである。NPO法人の数は41,171法人(平成22年10月31日現在)と大幅に増加して目覚ましい活躍をしているが、その多くは財政難で苦しんでいる。法人の活動が非営利で本当に社会に役立つものであるかどうか見極めることは大変重要であるが、民間非営利活動を資金面から支えるために平成22年度の認定要件を緩和する改正だけでは不十分であることから、民間非営利活動を資金面から支える寄付金税制を見直し、認定特定非営利活動法人の認定要件を緩和し、寄附を受け入れやすい方向へ改正すべきである。

(2) 寄附金の損金不算入額の計算方法について (継続)

普通法人の寄附金の損金算入限度額は、支出の時点で計算可能な制度とすべきである。

(法法37①、法令73①一、二)

<理由>

法人税法上、寄附金とは、法人が行った金銭その他の資産の贈与又は経済的な利益の無償の供与をいい、その性質上、直接には反対給付のない支出であるため、事業活動に必要なものであるかどうかの判定が極めて困難であるとの理由から、一定の損金算入制限が設けられている。

普通法人の寄附金の損金算入限度額は、資本基準額と所得基準額を併用して算定され、当期の所得の金額がある程度確定するまで限度額計算ができない仕組みとなっていることから、寄附金の支出の時点では限度額を知ることが困難である。したがって、資本金区分による定額限度額と支出額の一定割合の併用等、納税者にとって事前に限度額がわかる仕組みに改正すべきである。

(3) 利益連動給与について (継続)

利益連動給与の対象法人に同族会社を含めるべきである。

(法法34)

<理由>

役員報酬・賞与について、会社法や会計基準が職務執行の対価として一本化したのに対し、支給形態で区分する税法には問題がある。また、18年度税制改正における役員給与の抜本の見直しは、新事業展開など果敢にリスクに挑む経営を行うとする経営者の努力と挑戦を後押し、有能な人材の獲得にも資する報酬体系を円滑に導入できるよう、利益連動型を含む一定

の役員報酬・賞与を新たに損金算入可能とする目的を持っていたはずである。したがって、利益連動型給与について、現行税制が規定する要件と同程度と認められる算定手続きの適正性・透明性が担保され、恣意性が排除される場合には、同族会社であっても損金算入とすべきである。例えば、利益連動給与の算定方法を事前届出制にする、又は会計参与設置会社の場合には認める、などが考えられる。

(4) 交際費課税について (継続)

- ① 交際費課税制度を見直すべきである。
- ② 期末資本金1億円以下の法人に適用される定額損金算入限度内の10%課税制度は、廃止すべきである。

(措法61の4)

<理由>

交際費課税制度は、冗費節約と自己資本の充実を図る見地から創設されたものとされている。したがって、本来冗費や濫費の性格の強い交際費だけを課税対象とすべきところ、現行制度は、企業活動に必要な支出をも一律に損金不算入としているため、理論的にも現実的にも問題がある。18年度税制改正において、一人当たり5千円以下の飲食費を損金算入とすることが明確化され、平成21年経済危機対策においては、期末資本金1億円以下の法人を対象とする定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げられたが、抜本的な解決策とはいえず、交際費の範囲を通達に依存している現状は租税法律主義の観点から疑義がある。したがって、交際費等の具体的範囲を施行令等の法令により明記し、企業活動に通常必要な費用は原則損金とすべきである。

(5) 欠損金の繰越控除について (継続)

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除の期間を10年以上に延長すること。

(法法57)

<理由>

企業は継続性が前提であり、各事業年度は企業活動を人為的に区切ったものである。したがって、各事業年度の利益と損失は本来通算されるべきものであり、欠損金の繰越期間を設定することに無理がある。また、会社を再生する場合には、債務免除を受ける場合が多く、再生が必要な企業は、現実的には、欠損金は7年以上前から累積している場合が多いため、債務免除益に課税が生じ、再生に支障を来す恐れがある。平成17年度改正により、民事再生法等の法的整理や一定の私的整理について救済措置が講じられたが、それだけでは不十分な場合も多いことから、さらに延長することが望ましい。

(6) 留保金課税について (継続)

同族会社の留保金課税制度を廃止すべきである。

(法法67)

<理由>

留保金課税制度は、特定の同族会社に対して、利益配当を先送りし配当課税が繰り延べられることに対処するため創設された。しかし、国際競争が一段と厳しくなる中、利益を捻出して内部留保し、財務体質を強化することが重要となってきた。また、公開企業におい

ても、近年、配当をしていない場合があり、両者の課税上の公平性が損なわれている。したがって、平成 19 年度税制改正において特定同族会社から資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である被支配会社が除外されたが、すでに形骸化した制度であり、現在の経済状況にそぐわないため同族会社の留保金課税制度そのものを廃止すべきである。

(7) 退職給付引当金について (継続)

退職給付引当金の繰入れについて損金算入を認めること。

<理由>

就業規則等で定められた退職給付金は、会社にとっては従業員に対する法的債務であり、多くの会計基準も負債性引当金として計上することを求めている。確定決算主義を採用している現行の法人税法においては、一般に公正妥当と認められた会計基準と乖離することはできる限り避けるべきであり、また、企業における退職金制度を充実される面からも、労働協約や就業規則において退職金規程を定めている法人については、退職給付引当金の損金算入を認めるべきである。

(8) 別表十六 (六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書の様式について (継続)

別表十六 (六) の I 「均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書」については、帳簿上及び税務上の期末残高が明記されるような様式に変更すべきである。

(法令 14、令 64①一、二、法規附則)

<理由>

税法固有の繰延資産は、別表十六 (六) 「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」のうち、I 「均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書」で償却限度額等が計算されるが、その様式は単年度の償却限度額や償却超過額、不足額等が記載されるのみとなっているため、帳簿上及び税務上の残存価額を別表上で確認することができない不明瞭なものとなっている。

中小企業の会計に関する指針は、税法固有の繰延資産を長期前払費用等として資産計上することを認めている。そこで別表十六 (六) の I 「均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書」については、別表十六 (一) の様式を取り入れ、帳簿上及び税務上の期末残高が明瞭になるよう様式を改めるべきである。

(9) 雇用促進税制の創設 (新設)

積極的に雇用を維持する企業に対しては、税制面で支援する優遇制度を創設すべきである。

<理由>

完全失業率や非正規雇用者の増加など雇用問題が深刻化している現在、政府は緊急雇用対策本部を設置し、離職者や非正規雇用者等への支援及び雇用維持努力をする中小企業への支援を最優先すると公表した。このような情勢の下、税制も積極的に正規雇用を維持する中小企業に対して雇用促進税制を創設し、支援すべきである。

(10) 適用額明細書の添付について (新設)

適用額明細書の添付は廃止すべきである。

<理由>

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の制定に伴い、平成23年4月1日以後に終了する事業年度から法人税申告書に「適用額明細書」の添付が必要となる。そして、この添付がなかった場合等には、法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるものの適用は受けられないこととなる。しかし、これらの特別措置は、中小企業等の技術開発・研究開発・設備投資を促進するため、これらを税制で支援することが目的であり、適用を受けるためには明細書の添付等定められた要件を満たせば足りるはずである。ただ単に租税特別措置の適用実態を調査するために制定された、租税とはまったく別の法律に特例の適用を疎外されることは、本来の目的から全く逸脱したものであり、即刻廃止すべきである。

(11) 債務免除益に対する課税について

(新設)

民事再生法等による債務免除益のうち、期限切れ欠損金額を超える部分に対する税額について、納税猶予の特例を設けるべきである。

(法法59②)

<理由>

法人が民事再生法の適用を受ける場合、多額の債務免除益が発生する。この場合、青色欠損金より先に、期限切れ欠損金を利用するようになったが、それでも相殺しきれず、債務免除益に課税されることがある。このような場合、法人に担税力は乏しく、現実的に納税資金を融資することもできないため、企業再生に弊害が出ることになってしまう。このような場合には、納税猶予(繰延)等の手当をすべきである。

5. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の課税方式の変更について

(継続)

相続税の課税方式を法定相続分方式による遺産取得税方式から純粋な遺産取得税方式に改正すべきである。

(相法11、16、17)

<理由>

現行の法定相続分に基づく遺産取得課税方式は、遺産分割の状況により相続税の総額が変動しないため、仮装分割による租税回避の防止、資産の分散により事業継続支障をきたす農業相続等には有効であるが、反面、①相続により取得した財産の額が同額であっても遺産総額や法定相続人の数によって税額が異なる。②居住や事業の継続に配慮した課税価格の減額措置により、居住等の継続に無関係な他の相続人の税負担まで緩和される。③自己が取得した財産だけでなく、他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができず、一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する等の弊害がある。

現在では、①相続人間での遺産分割の習慣は確立し、②単独相続の場合の税負担が重いのは応能負担の原則からは当然であり、③税額計算方法の改定による税負担の増減は基礎控除等によって調整されるべきである、と考えられることから、速やかに純粋な遺産取得税方式に改定すべきである。

(2) 相続税の連帯納付義務制度の廃止について

(継続)

相続税の連帯納付義務を廃止し、国税徴収法の第2次納税義務を適用し、滞納者に徴収手続きを尽くした後でなければ、共同相続人に徴収手続きを行うことができないものとする。また、延納の許可があった場合には、その時点でさらに他の相続人に対する第2次納税義務も免除すること。

(相法 34①)

<理由>

現行の相続税法では、共同相続人の一部の相続人が相続税を滞納すると、自己の相続税をすでに納税した相続人に対しても連帯納付義務に基づく督促処分をされることがある。

裁判例では、相続税法の連帯納付義務は相続税徴収の確保を図るため、相互に各相続人に課した特別の責任であって、各相続人の固有の納税義務が確定すれば、直ちに連帯納付義務者に徴収手続きを行うことができ、本来の納税者に対する徴収手続きを尽くした後でなければ、共同相続人に徴収手続きを行えないというものではない(補充制が認められない)、としている。

しかも、共同相続人の一部の者が延納の許可を受けて相続税の延納をしていた場合において、その延納税額を滞納して延納の許可を取り消され、相続開始後10年以上経ってから共同相続人が滞納処分をされたという事例もある。

相続人間の連帯意識が希薄化している近年において、自己の相続税を適切に納税したにもかかわらず、他の共同相続人の相続税を督促されるという制度は見直されるべきである。

(3) 財産評価について

(継続)

財産評価の基本事項を法令で明確にするとともに、公正な財産評価が行われるよう、評価額の決定手続を整備すること。

(相法 22、財基通1)

<理由>

財産の評価においては、相続税法第22条において「時価」と定められているが、この時価については、法律本文では明確にされておらず、財産評価基本通達1で「この通達の定めによって評価した価額による」とされており、財産評価基本通達の改正で時価に大きな差が生じているのが現状である。

課税標準、税額の計算において重要な規定は、法令によって定めることが、納税者の予測可能性、法的安定性に資することから、財産評価に関してはその決定手続を通達によるべきではなく、規定の整備を早急に行うべきである。

(4) 小規模宅地等の課税価格の特例について

(継続)

小規模宅地等の課税価格の特例については、未分割であっても課税価格の計算の特例適用を認めるべきである。

(措法 64 の 4)

<理由>

小規模宅地等の特例については、平成6年の改正前は未分割であっても課税の特例の適用があった。しかし、改正により、その小規模宅地等を取得した者の用途により減額割合が異なることとなったため、遺産の分割が特例適用の要件となった。

本来、この特例は、個人が小規模宅地を処分することについて相当の制約を受けること、また、事業用の土地の処分については経済的基盤として更に多くの制約を受けることを論拠として、居住用又は事業用宅地の評価減を認めたものである。従って、単に未分割であるということだけで特例不適用とするのは、この特例の創設趣旨に反し不合理であり、未分割であっても評価減は認めるべきである。

(5) 相続税の更正の請求と保証債務について

(継続)

近時、保証債務履行のリスクが高くなっていることを勘案し、相続開始後に引継いだ保証債務を履行し且つ求償権の行使が出来ない場合、更正の請求を認めること。

(相法 32、相基通 14-3 (1))

<理由>

相続税法第 13 条第 2 項において②において、「課税価格に算入すべき価額を、当該資産の価額から被相続人の債務で・・・その者の負担に属する部分の金額を控除した金額による」とし、また、相続税法 14 条第 1 項では、「控除すべき債務は、确实と認められているものに限る」とされている。

保証債務については、相基通 14-3 において「保証債務については控除しないこと。ただし主たる債務者が弁済不能の状態にあたるため・・・債務として控除すること」として認められている。

しかし、これは相続開始時点のみの取扱いであり、相続開始後、主たる債務者が弁済不能となるケースも多く見受けられ、大部分の相続財産がなくなってしまうこともありうる。多額の相続税を支払った上、保証債務の履行のため相続財産がなくなるということは不合理と判断される。よって、相続税法第 32 条の更正の請求の特則に、相続開始時点で保証債務となっていたものにつき、相続開始後に、保証債務の履行をし、その求償権の行使ができない場合を加え、救済すべきである。

(6) 遺言執行費用等の債務控除について

(継続)

遺言の執行に関する費用等、相続財産の取得のために要した費用のうち、法定申告期限までに確定したものについては、相続財産からの控除を認めること。

(相法 13)

<理由>

相続税法は、遺産取得者課税方式を採用しており、また、民法第 885 条（相続財産に関する費用）及び同法第 1021 条（遺言執行の費用）の規定からみても相続開始後一定期間内に確定しているものについては、控除を認めるべきである。

(7) 相続時精算課税適用者死亡の場合の相次相続控除について

(継続)

特定贈与者の死亡以前（一定期間内）に相続時精算課税適用者が死亡した場合について、相次相続控除の規定の適用を認めること。

(相法 20)

<理由>

同一財産について相続税の二重課税となっており、相続開始の時期の順序によって相次相続控除の適用に差が有るのは同様の財産を相続する場合において不合理である。

(8) 純資産価額の計算の基となる土地等及び家屋等の価額について (継続)

取引相場のない株式の計算における純資産価額の計算上、課税時期前3年以内に取得または新築した土地等及び家屋等の評価額については、「通常の取引価額」によることを廃止し、通常の評価方法により評価した価額に改めるべきである。

(財基通 185)

<理由>

旧租税特別措置法第 69 条の 4 が廃止されたにも関わらず、取引相場のない株式等の評価で純資産価額による計算を行なう場合には、課税時期前3年以内に取得または新築した土地等及び家屋等については「通常の取引価額」による評価とされているが、このような取り扱い、理論的根拠が乏しく、財産評価における整合性の確保という観点からも、評価方法を改めるべきである。

(9) 非上場株式等に掛かる相続税及び贈与税の納税猶予制度について (新設)

非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予の特例については、利便性の面からより簡素化した法整備を図ること。

(措法 70 の 7、措法 70 の 7 の 2、他)

<理由>

平成 20 年 10 月 1 日以降の相続等の相続税、平成 21 年 4 月 1 日以降の贈与の贈与税について適用される納税猶予制度については、経済産業大臣の確認、認定の申請、申告期限までの添付等について適用が煩雑であり、株式保有状況、従業員労働状況等においてその要件が厳しいためこの制度を使用しにくい。簡素化すべきである。

(10) 物納手続関係書類の提出期限について (新設)

物納手続関係書類の提出期限について、物納申請期限までに物納手続関係書類を提出することができない場合には、物納手続関係書類提出期限延長届出書を提出することにより、1 回につき 3 ヶ月を限度として、最長で 1 年まで物納手続関係書類の提出期限を延長することができることとされているが、最長で 3 年とすること。

(相法 42④、⑤、⑥)

<理由>

物納手続きを迅速化するために、物納手続関係書類提出期限延長届出書を最長 1 年とされているが、境界を確認する上で隣接者が行方不明等により境界確認作業には相当期間を要する場合がある。物納申請の時点で書類が揃っていない場合には、1 年以内ですべての書類を揃えるのは容易なことではない。相続税の申告期限までに遺産分割が行われていない場合には「申告期限後 3 年以内の分割見込書」を提出し、相続税の申告期限から 3 年以内に分割された場合には、小規模宅地等の課税価格の特例等を受けることができる。物納手続関係書類の提出期限の延長も最長で 3 年することを要望する。

6. 消費税関係

(1) 基準期間制度の廃止について (継続・一部修正)

① 基準期間における課税売上高に基づく判定による納税義務の免除制度を廃止し、当該課税期間の課税売上高の金額判定により、確定申告書の提出をすれば足りることとする。

② 新規開業した法人及び個人事業者についても①と同様の取扱いをする。

(消法2、消法9、消法12②、消法37)

<理由>

消費税法では、前々年又は前々事業年度を基準期間とし、基準期間の課税売上高によって納税義務の免除制度の適用を判定しているが、この制度には多くの弊害がある。この制度は、消費税の転嫁を予定とし、価格に納税コストを反映するために納税者の予知が必要とされているが、現在納税者の消費税に対する意識は高い。

この基準期間制度の廃止は、免税制度において全ての課税期間とその納税額が一致することにより納税者の理解が得られる。

(2) 消費税の各種届出書及び承認申請書の届出時期について

(継続)

消費税の各種届出書及び承認申請書の提出期限は、その適用を受けようとする当該確定申告書の提出期限までとすること。

(消法9④、消法19②、消法37)

<理由>

経済環境が短期間に大きく変化する中で、現行の当該課税期間の開始前までに消費税に関して適切な判断をすることは非常に困難であり、納税額に大きな差異が生じるなど、事業者には大きな負担を強いている。

従って、各種届出書及び承認申請書の提出期限は、その適用を受けようとする申告年度に係る確定申告書の提出期限までとすべきである。

(3) 帳簿等の保存義務について

(継続)

消費税法第30条第7項の「帳簿及び請求書等」を「帳簿又は請求書等」に戻すべきである。

(消法30⑦)

<理由>

「帳簿又は請求書等」で十分であり、課税上の弊害があるとは思えない。また、徒らに過度の事務負担を負わせるべきではない。

(4) 課税売上割合が95%以上の場合の仕入控除について

(継続)

課税売上割合95%以上の場合における仕入税額の全額控除の適用は、割合の判定だけでなく課税売上高の規模による適用判定を採用すべきである。

(消法30②)

<理由>

現行の制度においては、仕入税額控除について95%という課税売上割合の基準のみで按分計算の適用の有無を判定するため、これでは売上規模の大きい事業者ほど多額な益税問題を発生させる要因となっていることが現実である。(名古屋税理士会の井藤文嗣税理士の日税研究賞の入選論文「課税売上割合が95%以上の場合に生ずる益税問題—消費税率の引き上げを見据えて—」では95%ルールによる大企業(上場企業)14社の益税額を119億7,600万円と試算している)従って、課税売上割合95%以上の場合における仕入税額の全額控除を見

直し、事務負担の軽減から措置された趣旨を踏まえ、この制度は、一定の課税売上高以下の事業者に限り95%基準の適用を認めるべきである。

(5) 課税売上割合95%未満の場合の仕入税額控除の計算について (継続)

仕入税額控除計算の「一括比例配分方式」又は「個別対応方式」は、その申告書ごとに確定申告書において選択できることとする。

(消法30⑤)

<理由>

仕入税額控除における「一括比例配分方式」は2年間の継続適用を要する。これは、恣意性の排除によるものとされているが、個別対応方式における計算は、実際の仕入金額に対応しているものであり、事務処理による相対関係が説明されれば控除の適用を認めるべきである。よって、その課税期間ごとに二つの方式を選択し、その旨を確定申告書に記載すればよいこととすべきである。

(6) 青色申告者の審査請求について (継続)

消費税の不服申立てについて所得税、法人税の青色申告者については、同様に消費税の審査請求ができるようにすべきである。また、これらの者が提出した消費税申告書について更正があった場合には、更正通知書に理由付記をすべきである。

<理由>

所得税法又は法人税法に規定する青色申告書に係る更正に不服があるときは、異議申立てをしないで、国税不服審判所長に対し審査請求をすることができるが、消費税法には青色申告の定めがないために、原処分庁に対し異議申立てという第一段階の手続きから始めなければならない。

青色申告書に対する更正について帳簿の備付け、保存が充分であるから調査における争点は明らかであるので、あえて異議申立てを経る必要がないというのが国税通則法第75条第4項の規定であるのに、消費税法にこの規定が適用されないのは不合理である。

消費税においても所得税・法人税と同じく、異議申立てを経ることなく審査請求できるよう、また同様に更正があった場合には更正通知書にその理由を付記すべきことを条文上明記すべきである。

(7) 消費税率の引上げについて (継続)

消費税率の引上げは慎重に行うこと。

(消法29)

<理由>

税率の引上げに関しては毎年のように議論されている問題であるが、実際に税率の引上げがなされるときには国民が納得できる十分な理由と説明が必要であり、そのためには消費税法の税体系全体の慎重かつ十分な検討が必要である。

まず、税率の引上げは逆進性を増幅させることになるため、特定の品目には軽減税率を適用すべきであるという意見がある。しかし、軽減税率導入による複数税率化は特定の資産の譲渡等に恩恵を与えることになり不公平を生じるという意見もある。さらに、納税義務者の事務負担が増大する等の問題もある。逆進性の排除の方法としては所得税の還付等により解

消するという案も提唱されている。

また、軽減税率が導入された場合は仕入税額控除方式にインボイス方式が検討されているが、こちらも納税義務者の事務負担増大の問題がある。さらに、インボイスを発行できない免税事業者が取引から除外される恐れもある。

従って、消費税率引上げの際の税率構造と仕入税額控除方式については、さらなる慎重な議論が必要であり、当面は単一税率と帳簿方式を維持すべきである。

(8) 簡易課税制度（法人）の廃止 (新設)

簡易課税制度は、法人については適用除外すること

(消法 37)

<理由>

簡易課税制度の趣旨は、小規模事業者の事務負担を軽減させることにあるので、少なくとも会社法において帳簿組織の作成保存が定められている法人にあつては、法 37 条を適用除外にすべきである。

(9) 公益法人等の特定収入に係る仕入税額控除の特例計算 (新設)

公益法人等の課税仕入れのうち国等に対する課税売上で公益性が高く対価性があると認められるものに係る消費税額は特定収入に係る仕入税額控除の特例計算から除外すべきである。

(消法 60)

<理由>

公益法人等が対価性のない補助金等の収入によって行う課税仕入れ等は課税売上のコストを形成しておらず最終消費者的な性格を有している。そのため、対価性のない課税仕入れ等に係る消費税額を仕入控除税額から除外することが特定収入に係る仕入税額控除の特例の目的である。しかし、現行の消費税法における特定収入に係る仕入税額控除の特例では、課税仕入れに係る消費税額のすべてに調整を加えるため、国等に対する公益性が高い課税売上と明確な対応関係があり、かつ、特定収入を原資としない課税仕入れ等に係る消費税額まで調整することにより過大な税負担が生じてしまう場合があるため。

7. 地方税関係

(1) 個人住民税と所得税の課税所得金額を同額とすべきである。 (継続)

個人住民税の所得控除の種類、金額及び要件を所得税と同一とすること。

(地法 32、314 の 2)

<理由>

現状では、住民税と所得税の所得控除の金額が必ずしも同一でないため、課税所得金額が一致しないことになり、所得税と住民税を別々に計算することになっている。また、近年、個人住民税の納税方法の見直しがされている観点からも、これに先駆けて、両税の課税所得金額を同額とし、納税者の課税所得に対する理解を得やすくすべきである。

(2) 個人の道府県民税の均等割額の二重課税を廃止すべきである。 (継続)

(地法 24)

<理由>

個人が住所地の市町村以外の市町村に事務所、事業所または家屋等を有している場合、その事務所等のある市町村ごとに二以上の都道府県民税の均等割額が課税される。均等割の性格から住所地と事務所等の所在が同一都道府県内であれば二重課税を廃止し一均等割とすべきである。法人県民税にはこのような二重課税は無い。

- (3) 法人事業税及び法人住民税について欠損金の繰戻還付制度を創設すべきである。 (継続)
(地法附則 16①②地令附則 12)

<理由>

法人税の欠損金の繰り戻しによる還付制度は、平成 21 年より中小企業者等については適用できることとなった。このことから、法人事業税及び法人住民税においても同様の制度を創設すべきである。

- (4) 事業税における社会保険診療収入の課税除外措置を是正すること (継続・一部修正)
事業税における社会保険診療収入の課税除外措置を是正すべきである。
(地法 72 の 33、72 の 49 の 8)

<理由>

事業税における社会保険診療収入の課税除外措置は、社会保険制度の拡充により、特に地方における地域医療の拡充を図る制度と考えられる。しかし、課税の公平、地方財政の充実等の見地から、この制度を早急に是正すべきである。

- (5) 個人事業税の事業主控除額を 500 万円程度に引上げること (継続)
個人事業税の事業主控除額を見直し、現在の 290 万円を 500 万円程度に引上げるべきである。
(地法 72 の 49 の 10)

<理由>

個人事業税における事業主控除は、対象となる額から事業主の報酬相当額を控除することが目的と考えられる。現行の事業主控除額 290 万円は現在の平均給与からみて低く、国税庁公表の「民間給与の実態調査結果」によると、平成 20 年度における資本金 2,000 万円未満の株式会社役員の前払給与が 615 万円であることから、本来の制度の目的を鑑みて 500 万円程度に引き上げるべきである。

- (6) 新築住宅・新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について (継続)
住宅用地と比べ、住宅用家屋は幅が少ないため、減額される範囲及び期間を見直すべきである。

(地法附則 16①② 地令附則 12)

<理由>

住宅用地は、住宅一戸当たりにつき固定資産税の課税標準額が 200 m²までは 6 分の 1 に減額されるのに対し、住宅用家屋は、固定資産税が新築後 3 年間（3 階以上の中高層耐火住宅

が5年間) 120㎡までは2分の1に減額される。減額期間終了後に一時的に税負担が上昇するのが問題のため、段階的に減額幅の調整を図るべきである。

(7) 固定資産税の家屋の評価方法について

(継続)

固定資産税における家屋の課税標準の計算方法を適正化するために、評価方法を見直しすべきである。

(地法 349)

<理由>

家屋の固定資産税の課税標準額は、賦課期日に所在する家屋に対して課する価格であり、家屋課税台帳等に登録されたものである。その価格はその家屋と同じ家屋を新しく再建築した場合の費用から時の経過による減価等を減じることによって適正な時価を算定する再建築価格方式によって評価されている。市町村が、効率的かつ公平に家屋の評価額を算定するには、一律の評価基準によることは許容されるものであり、また、客観的価値の算定基準として、再建築価格を採用することも合理的と考えられるが、総務省の定める「固定資産評価基準」では、建物の減価償却に相当する「経年減点補正率」について、木造家屋・非木造家屋ともに残存価格を20%として減額割合を計算することとしているため、各年の減価は通常の減価償却に比して少額になっている。そのため、家屋課税台帳等の価格は、評価額が通常の取引金額より高額となりがちであり、適正な時価とかけ離れるケースも多く、国税の財産評価通達においても家屋の評価額は固定資産評価額と定められていることから、その影響は相続税や贈与税等にも及んでいる。特に評価基準における経年減点補正率を実態に合わせて見直すなど、家屋の評価方法を適正化すべきである。

(8) 外形標準課税について

(新規)

外形標準課税制度は資本金1億円以下の中小法人には導入しないこと。

<理由>

現行の法人事業税の外形標準課税は、資本金1億円超の法人が対象であるが、減資により対象外となる例が生じているため、「税負担の公正を確保する観点から対象法人の見直しが課題となる」(平成18年12月1日政府税調)と答申がされている。外形標準課税は、サービス業などの労働集約型の企業や赤字法人は増税となり、反対に高額所得の法人は減税になるなど、企業間における中立性を大いに損ねる結果となる。また、雇用への影響や担税力のない赤字法人への課税は経営を圧迫するものであり、外形標準課税の中小企業への導入には反対である。